

平成25年6月7日

第2495号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（265・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（266・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による介護機関の指定（267・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による施術者の指定（268・福祉政策課）…………… 2
- 保安林予定森林の指定通知（269～271・森林整備課）…………… 2
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（272、273・都市計画課）…………… 4
- 保安林の指定解除予定通知（274・山本地域振興局農林部）…………… 5

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理課）…………… 6
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（秋田地域振興局農林部） 2件…………… 7

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（56）…………… 7

公安委員会告示

- 秋田県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更（61・組織犯罪対策課）…………… 7

告 示

秋田県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社 浅野薬局	能代市東町14番2号	平成25年4月30日
秋田県心身障害者コロニー診療所	由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地2	平成23年3月31日
秋田県心身障害者コロニー診療所	由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地2	平成23年3月31日

秋田県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
あさの薬局	能代市東町14番1号	調剤薬局	平成25年5月1日

秋田県心身障害者コロニー診療所	由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地2	内科	平成25年4月1日
秋田県心身障害者コロニー診療所	由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地2	歯科	平成25年4月1日

秋田県告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ショートステイ協和	大仙市協和荒川字新田表1番地1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成25年4月26日
株式会社スフィータ ケアプランセンターとんぼ	大館市水門町9番38号	居宅介護支援事業	平成25年5月1日
小規模多機能型居宅介護事業所美郷	仙北郡美郷町六郷字本道町57-6	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成25年4月1日
介護老人保健施設グランドファミリー西目	由利本荘市西目町沼田字新道下2-6	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	平成25年4月1日

秋田県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
菅 信政	-	菅鍼灸治療院	大仙市佐野町12-1	あん摩マッサージ指圧	平成25年5月7日
鈴木 由美子	-	たんぼぼ治療院	大仙市堀見内字南谷地村51-1	あん摩マッサージ指圧	平成25年5月1日

秋田県告示第269号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

1(1) 保安林予定森林の所在場所

北秋田市今泉字眞木屋22の1、22の3、22の5、22の7から22の9、22の11から22の16、23、25の2、33の1、33の5、33の6、35、36の1、37、38、40の1から40の3、41から44、45の1から45の4、46、47、48の1、48の2、48の4から48の6、49、50

(2) 指定の目的 水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字真木屋22の1・23・33の1・33の5・44・45の3・46（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、
33の6

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北秋田市阿仁荒瀬川櫃畑字村ノ上ミ70の4、大館市早口字下畑75の1、82の1から82の3、83の3

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第270号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐竹敬久

1(1) 保安林予定森林の所在場所

湯沢市院内銀山町字鉛沢^{かん}3から5、5の1、字十分一13、14、35の2

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

南秋田郡五城目町馬場目字水沢189

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字水沢189（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

湯沢市寺沢字館堀林3の2、6、7

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部並びに関係市役所及び五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第271号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字林の外85の61、85の68、85の69、85の73、85の78、85の81、85の83、仙北市西木町桧木内字相沢311、314、316、317の1、363、388

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字林の外85の68・85の69・85の73・85の78・85の81・85の83・字相沢311・314・317の1・388（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡美郷町千屋字善知鳥185の1

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、仙北地域振興局農林部並びに関係市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公聴会の日時

平成25年6月28日（金）午後1時

2 公聴会の場所

鹿角市花輪字荒田1番地1 鹿角市交流センター

3 定めようとする都市計画の構想

鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び鹿角市建設部都市整備課に備え置いて、平成25年6月7日（金）から同月28日（金）までの間、縦覧に供する。

4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成25年6月14日(金)から同月21日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

5 問合せ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018-860-2442

秋田県告示第273号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則(昭和45年秋田県規則第1号)第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公聴会の日時

平成25年6月28日(金)午後3時30分

2 公聴会の場所

鹿角郡小坂町小坂字砂森7番地1 小坂町交流センター

3 定めようとする都市計画の構想

小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び小坂町建設課に備え置いて、平成25年6月7日(金)から同月28日(金)までの間、縦覧に供する。

4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成25年6月14日(金)から同月21日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

5 問合せ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018-860-2442

秋田県告示第274号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保 安 林 面 積 実 測 (ヘクタール)	保 安 林 解 除 面 積 実 測 (ヘクタール)	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				
山本郡	藤里町	粕 毛	清水岱	77番 2	62,124	6.2124	6.2124	0.0301	干害の 防備、 公衆の 保健	公共道 路用地 とする ため

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成25年度 電算端末等操作障害復旧業務委託 GK25-Y3
- (2) 業務概要
障害復旧等対応 一式
- (3) 履行期限
平成26年3月31日まで
- (4) 業務場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。
- (3) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に登録されていること。
- (4) 本業務と同種又は類似業務（パソコンやサーバ、システム等の運用保守、障害復旧業務等）を元請として履行した実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る仕様書、契約書（案）、金額を記載しない内訳書、入札説明書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班
（電話018-860-2419）
- (2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年6月7日（金）から同月14日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年6月17日（月）午後1時30分
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

- (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の無効
財務規則第166条に規定するところによる。
- (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同
価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、男鹿市五里合
土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項に
おいて準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年6月7日から同年7月4日まで
- 3 縦覧場所 男鹿市産業建設部農林水産課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、仁井田堰土地
改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項におい
て準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年6月7日から同年7月4日まで
- 3 縦覧場所 秋田市御野場地域センター

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十六号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年六月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和二十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

「 介護付高齢者優良賃 貸住宅はのか 」	秋田市広面字糠塚百二番地一	を
「 介護付高齢者優良賃 貸住宅はのか ニチイケアセンター ひろおもて秋田 」	秋田市広面字近藤塚越十七番地一	に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第61号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、秋田県

暴力追放運動推進センターである公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の代表者の氏名の変更について次のとおり届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年6月7日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 代表者の氏名の変更

変更前	変更後
新 開 卓	藤 井 明

2 変更年月日

平成25年6月4日